

# 森林環境保全整備事業請負契約書

(案)

- 1 事業名 森林環境保全整備事業（保育間伐活用型 木曾4三浦）
- 2 事業場所 長野県木曾郡王滝村 三浦国有林2578ろ林小班外
- 3 請負予定数量 別紙事業内訳書のとおり。
- 4 事業期間 契約締結日の翌日  
令和9年1月8日まで  
ただし、作業種別又は箇所別の事業期間は、別紙事業内訳書のとおり。
- 5 請負予定金額 ー  
(うち取引に係わる消費税及び地方消費税の額 ー)

- 6 選択条項 別冊約款中選択される条項は次のとおりである。  
(選択されるものは○印、削除されるものは×印。)

適用削除の区分	選択項目	選択条項
×	契約保証金の納付	第4条第1項第1号
×	契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券の提供	第4条第1項第2号
×	銀行、発注者が確実に認める金融機関等の保証	第4条第1項第3号
×	公共工事履行保証証券による保証	第4条第1項第4号
×	履行保証保険契約の締結	第4条第1項第5号
×	支給材料及び貸与品	第15条
×	前金払 分の 以内	第35条第1項
×	中間前金払	第35条第3項
○	部分払 5回以内	第38条
×	国庫債務負担行為に係る契約の特則	第40条

(注) 国庫債務負担行為に係る契約にあつては別紙を添付する。

- 7 支給材料及び貸与物件

品名	品質規格	数量	引渡予定場所	引渡予定月日

## 8 特約事項

- 1) 【伐倒】における約款第32条第8号（検査及び引渡し）は、測点等を利用した面積確定により行う。

上記の事業については、発注者と請負者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び令和〇〇年〇〇月〇〇日付けで交付した国有林野事業製品生産請負事業請負契約約款によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、請負者が共同事業体を結成している場合には、請負者は別紙共同事業体協定書により契約書記載の事業を共同連帯して請け負う。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 住所 長野県木曾郡上松町正島町1-4-1

氏名 分任支出負担行為担当官 木曾森林管理署長 北村 大

請負者 住所

氏名

# 事業内訳書

契約名		森林環境保全整備事業(保育間伐活用型 木曾4三浦)				
国有林名		三浦				計
事業別		保育間伐活用型				
林小班		2578ろ	2584ろ	2585ろ	2586に	4小班
伐採方法		定性間伐				
作業面積		2.72ha	6.78ha	3.36ha	7.45ha	20.31ha
資材内容	林齢	68年	69年	69年	69年	
	伐採率	32%	32%	32%	32%	
	平均樹高	21m	17m	18m	21m	
	平均胸径	24cm	22cm	26cm	22cm	
	本数	1,026本	2,590本	1,302本	4,494本	9,412本
	木曾五木					
	サワラ			1.26m <sup>3</sup>	127.56m <sup>3</sup>	128.82m <sup>3</sup>
	カラマツ	313.33m <sup>3</sup>	284.94m <sup>3</sup>	224.29m <sup>3</sup>	544.00m <sup>3</sup>	1,366.56m <sup>3</sup>
	ヒノキ	20.66m <sup>3</sup>	73.50m <sup>3</sup>	104.19m <sup>3</sup>	485.24m <sup>3</sup>	683.59m <sup>3</sup>
	その他N				66.73m <sup>3</sup>	66.73m <sup>3</sup>
	その他L	21.42m <sup>3</sup>	161.49m <sup>3</sup>	42.68m <sup>3</sup>	31.25m <sup>3</sup>	256.84m <sup>3</sup>
	合計	355.41m <sup>3</sup>	519.93m <sup>3</sup>	372.42m <sup>3</sup>	1,254.78m <sup>3</sup>	2,502.54m <sup>3</sup>
生産予定数量	木曾五木					
	サワラ					
	カラマツ	560m <sup>3</sup>				
	ヒノキ	70m <sup>3</sup>				
	その他N	30m <sup>3</sup>				
	その他L	40m <sup>3</sup>				
	合計	700m <sup>3</sup>				
事業期間	自 年月日	契約締結日の翌日				
	至 年月日	令和9年1月8日				
法令	保安林	水源かん養保安林				
	公園法	—				
	その他	—				

## 山元最終内訳

箇所	数量(m <sup>3</sup> )
山元	180
最終	520
計	700

## 最終普通材搬入予定箇所

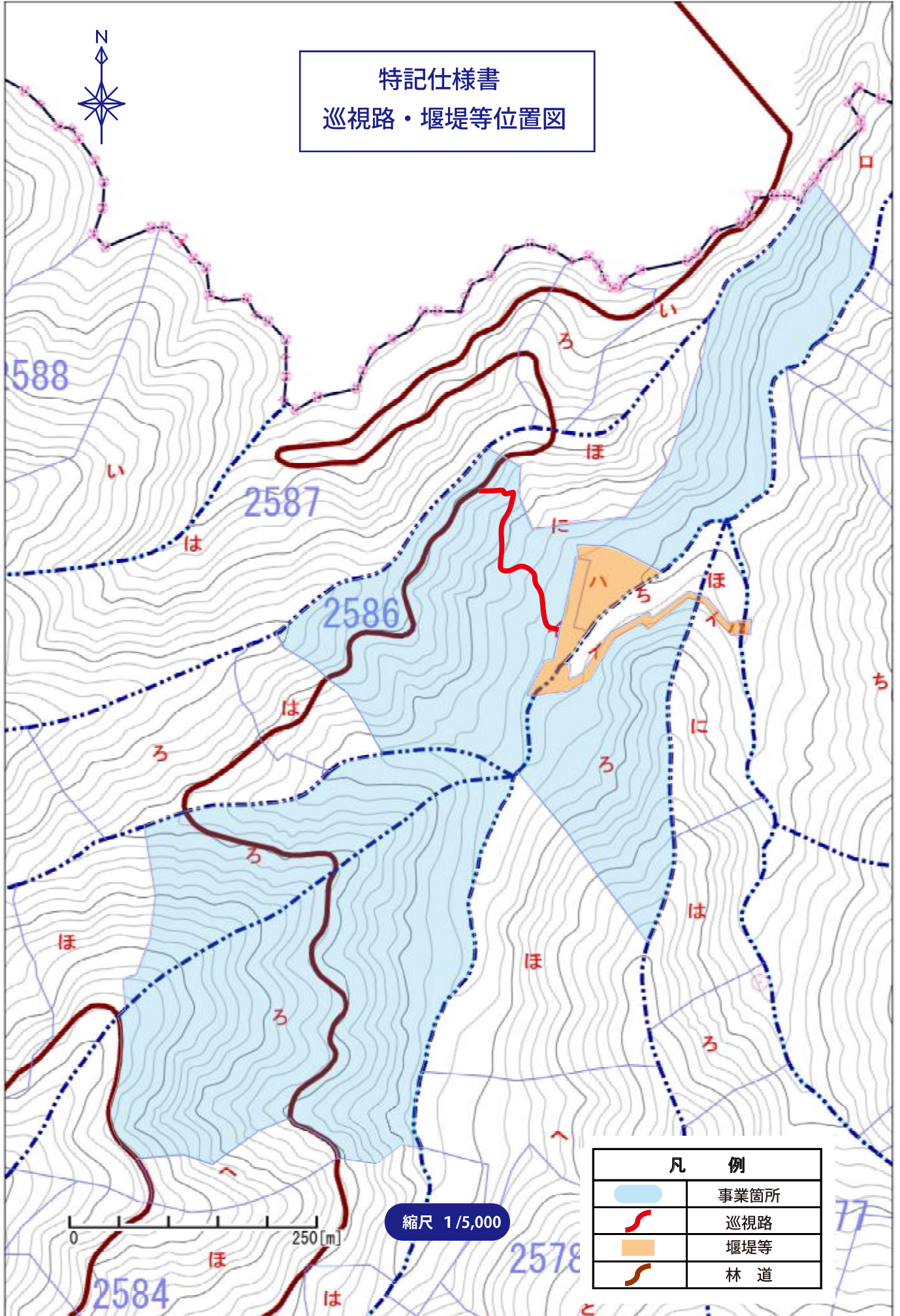
土場名	数量(m <sup>3</sup> )
上松土場	70
荻原土場	60
やぶ原土場	390
計	520

# 特記仕様書

## (貸付地の施設保全)

### 1. 三浦国有林2586林班ほか

別添図面のとおり区域内及び隣接に関西電力の巡視路及び堰堤等の施設があることから、事業実行に際し施設の保全に努めること。



## 特記仕様書

### 熱中症対策に資する現場管理費率等の補正の試行について

1 本事業は、日最高気温又は暑さ指数の状況に応じた熱中症対策に資する現場管理費率等の補正の試行を行う対象事業である。

2 用語の具体的な内容は、次のとおりである。

(1) 真夏日

日最高気温が30度以上の日(気象庁が公表している地上気象観測所等の気温)又は暑さ指数(WBGT値)が25度以上の日(環境省が公表している観測地点の暑さ指数)。

(2) 事業期間

事業着手日から事業終了日までの期間をいう。なお、年末年始休暇分として6日間、7月、8月又は9月を含む事業では夏季休暇分として3日間、事業中止期間は含まない(事業期間には不稼働日も含む)。

(3) 真夏日率

事業期間内の真夏日を事業期間で除した割合をいう。なお、不稼働日は事業期間内の真夏日に含めないものとする。

$$\text{真夏日率} = \text{事業期間中の真夏日} \div \text{事業期間}$$

3 請負者は、契約締結後に提出する事業計画書に、事業期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載し、監督職員へ提出する。

なお、当試行に取り組まない場合は、事業計画書への記載は不要である。

4 気温の計測方法については、事業現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温又は環境省が公表している観測地点の暑さ指数(WBGT値)を用いることを標準とする。

ただし、これによりがたい場合は、あらかじめ監督職員と協議の上、気象業務法施行規則(昭和27年運輸省令第101号)第1条の3の表に基づく気象庁以外の者の行う観測の技術上の基準を満たした方法により得られた事業現場の気温の計測結果又はJISB7922に準拠した電子式湿球黒球温度指数計(精度区分クラス2以上)により測定した値を用いることも可とする。

なお、計測資料の取得又は計測に要する費用は請負者の負担とするものとする。

5 請負者は、監督職員へ計測結果の資料を提出する。

6 発注者は、請負者から提出された計測結果の資料を基に補正値を算出し、現場管理費率等に加算し請負金額の変更を行うものとする。

$$\text{補正値(\%)} = \text{真夏日率} \times \text{補正係数} ※ ※補正係数は1.2とする。$$

## 特記仕様書

### 安全確保に資する衛星携帯電話の利用について

1. 本事業は、安全確保に資する衛星携帯電話の利用に当たって共通仮設費等へ計上することができる。
2. 請負者は、あらかじめ事業現場の通話状況を確認した上で、利用する衛星携帯電話を準備しなければならない。
3. 請負者は、事業計画書提出後に準備した衛星携帯電話で試験通話を行い、事業現場において現場代理人が所有している携帯電話が通話不可及び衛星携帯電話が正常に通話できるか監督職員の確認を受けなければならない。請負者は、監督職員が通話に支障ありと判断した場合は、発注者と請負者で協議し、衛星携帯電話の変更又は利用を中止するものとする。
4. 請負者は、衛星携帯電話の利用に当たって、次の事項を事業計画書に記載し、監督職員の確認を受けるものとする。なお、事業計画書提出時に利用予定がない場合においても、後日利用を希望する際は、同様に扱うものとする。
  - ①衛星携帯電話事業者名
  - ②衛星携帯電話サービス名
  - ③衛星携帯電話及びこれに関連する機器類(以下「使用端末等」という。)
  - ④利用料金
  - ⑤利用期間(○月○日～○月○日まで)
  - ⑥本事業以外の事業への供用の有無  
他事業名(署名・物件名)
5. 対象とする経費は、1台分のリース代金を原則とする。ただし、リース不可の場合は、衛星携帯電話の購入代金を基に損料を算出し、発注者と請負者で協議するものとする。
6. 請負者は、事業着手日から事業終了日における衛星携帯電話に関する費用の支払証明書類等を提出するものとする。なお、事業終了日については、事業終了の見込み日を協議し、別途定めたみなし日とすることも可能とする。
7. 対象経費の計上に伴う請負金額の変更は、最終変更契約において行うものとする。
8. 衛星携帯電話を、本事業以外の事業地で共用することは妨げない。ただし、同一期間に係るリース料金等を本事業以外の請負契約の経費として計上することはできないものとする。また、事業途中で本事業以外でも当試行による衛星携帯電話を供用することとなった場合には監督職員に申し出ること。

# 素材生産請負事業方法書

## 1. 数量の確認

### (1) 検査場所

(生産完了工程)

最終普通材（指定した土場）

(部分完了工程)

伐倒面積確定

ただし最終生産での数量は、最終土場からの追い上げ数量とする。

### (2) 検査方法

生産完了工程については、発注者の命じた検査職員が製品生産事業実行監督検査要領に基づき行うものとする。

部分完了工程(切り捨て伐倒)がある場合については、発注者の命じた検査職員が面積を確定し造林事業の保育間伐の検査要領に基づき検査を行うものとする。

### (3) 追い上げ数量

最終土場からの追い上げ数量は、極積終了後の数量とする。

## 2. 採材寸法

木曽ブロック造材採材基準により行うものとする。

## 3. 運搬先の指定

人工林のうち、次に指定する材については、山土場で選別し、指定土場へ運搬すること。  
ただし、山土場での選別が特別困難である場合は、監督職員の指示により、指定土場へ運搬するものとする。

※システム協定先へ運搬するもの

・カラマツ

・ツガ、ヒメコマツ、トウヒ、その他針葉樹のうち、末口径14cm～22cmの材

・トチ、ホオノキ、ケヤキ、クリ、ミズメ、ウダイカンバのうち、末口径6cm～18cm以下の材

・上記以外の広葉樹は、末口径6～22cmの材

## 4. 運搬

### (1) 運搬車両

運搬工程を外注(下請負)する場合は、一般貨物自動車輸送事業の免許を有している輸送業者(緑ナンバー)により運搬すること。

### (2) 配車

監督職員の指示に従い、各土場運搬予定数量に増減が生じても異議を申し立てないものとする。

### (3) その他

林道等の通行にあたっては、状況により敷鉄板を敷設し、安全運搬を行うこと。

## 5. 末木枝条処理

- (1) 末木、枝条の処理は原則先山で処理すること。ただし、全木または全幹集材の場合は造材後に盤台等で整理し先山に分散して還元すること。
- (2) 先山に還元する場合は、沢筋等には放置しないこと。また、歩道等ある場合には歩道上にも放置しないこと。
- (3) 末木又はパルプ材で薪材等として利用可能なものについては、監督員の指示により林道付近に整理し集積しておくこと。

## 6. 希少植物保護

伐採区域内及び隣接林小班に希少植物を発見した場合、作業に当たっては監督職員の指示に従い、希少植物保護に十分注意すること。

## 7. 伐倒方法

### (1) 定性間伐

#### ア. 作業方法

・伐倒木の選木方法は、標準地における選木方法を参考にすること。

イ. 伐倒木の伐採高は、特段の指示がない限り基本的には根際とすることとし、残存立木を損傷しないよう伐倒方向に留意するものとする。

#### ウ. 伐倒木の処理について

・かかり木となった伐倒木は、必ず外し倒伏させるものとする。

・歩道及び林道付近では、通行に支障のないよう伐倒木を取り除くものとする。

## 8. その他

(1) 最終土場にて造材の仕上がり不十分なもの(枝払い不足、過大延べ寸等)が見られた場合には、最終土場にて手直しをして、監督職員の確認を受けるものとする。

(2) 歩道については、先山への通り道だけではなく、災害発生時は同僚の救助のための道となることから、必ず作設・整備をすること。

また、急傾斜地においては、手すり等をもうけること。

(3) 盤台付近の滑車、ワイヤー等については、雨水等に濡れることのないように一箇所にまとめ整理整頓をすること。また、看板等を設置すること。

(4) 燃料等についても、雨水等に濡れることのないように一箇所にまとめ整理整頓をすること。また、看板等を設置すること。

(5) 集材機周辺についても、整理整頓をすること。

(6) 上記によりがたい場合は監督職員の指示に従うものとする。

(令和2年2月20日一部改正)

## 木 曾 ブ ロ ッ ク 造 材 採 材 基 準

中部森林管理局 木曾森林管理署

木材の価値は、造材及び採材の段階で決定づけられるといっても過言でないことから、「新鮮材の供給を念頭に置き、造材により木材の持つ価値を損なうことがないようにし、木材の需要動向には臨機応変に対応し付加価値を高める」ことを基本とし、この基準に基づいて実施するものとする。

また、特殊需要・用途材等に係る造材及び採材については、この基準にかかわらず、別途指示に基づき実施するものとする。なお、この基準によりがたい場合は別途協議するものとする。

### I 造材寸法基準(延寸10cm含む)

樹種	径級 (cm)	長級(m)				摘 要	
		元中別	採材順位1	採材順位2	採材順位3		採材順位4
木曾ヒノキ	46上	元	10.3、9.3 8.3、7.3、6.3 連続する2材面無地	5.1m 【基本長級】	4.1m	3.1m	V(1)木曾ヒノキ参照 下記の材も長尺材とする ・46cm上高切の中玉 ・大径66cm上多節材 ・50cm上曲材
		中	5.1m 【基本長級】	4.1m	3.1m	2.1m	
	6~44	元中	同上	同上	同上	同上	
天然サワラ	6上	元中	5.1m 【基本長級】	4.1m	3.1m	2.1m	V(2)天然サワラ参照
ヒノキ	30上	元	5.1m 連続する2材面無地	4.1m 【基本長級】	3.1m		V(3)ヒノキ参照 24上原則2.1mなし
		中	4.1m 【基本長級】	3.1m			
	24~28	元中	4.1m 【基本長級】	3.1m			
	18~22	元中	6.1m(通柱材) 通直材	3.1m 通直材 【基本長級】	4.1m	2.1m	
	14~16	中	3.1m 通直材 【基本長級】	4.1m	2.1m		
6~13	中	4.1m 【基本長級】	3.1m	2.1m			

カラマツ	6上	元中	4.1m 【基本長級】	5.1m	6.1m	2.1m	V(4) 参照 根張は必要なし
スギ	22上	元中	4.1m 【基本長級】	3.1m			V(5) 参照
	16~20	元中	6.1m(通柱材) 通直材	4.1m 【基本長級】	3.1m	2.1m	
	6~14	元中	4.1m 【基本長級】	3.1m	2.1m		
サワラ ネズコ コウヤマキ ヒバ ツガ	40上	元	5.1m 通直材 連続する2材面無地	4.1m 【基本長級】	3.1m	2.1m	V(6)① 参照
		中	4.1m 【基本長級】	3.1m	2.1m		
	6~38		4.1m 【基本長級】	3.1m	2.1m		
ヒメコマツ トウヒ モミ	14上	元中	4.1m 【基本長級】	3.1m	2.1m		
イチイ	6上	元中	監督指示による				V(6)② 参照
その他N	14上	元中	4.1m 【基本長級】	3.1m	2.1m		
ホオノキ クリ トチ ケヤキ エンジュ カツラ キハダ ナラ ブナ セン カヤ サクラ ミズメ ウダイカンバ ダケカンバ	6上	元中	有尺(40cm上) 監督指示による	4.4m 【基本長級】	3.4m	2.3m	V(6)③、④ 参照
その他L	6上	元中	有尺(50cm上) 監督指示による	4.4m 【基本長級】	3.4m	2.3m	

## II 採材

- ① 造材する場合は、「材長切れ」又は「過大な延寸」とならないように慎重かつ適切に行うものとする。
- ② 測尺に当たっては、器具等の随時点検を行い、常に適切を期するものとする。
- ③ 広葉樹材は、「木口割」が大きいことから、測尺に当たっては、特に慎重に行うように留意するものとする。
- ④ 造材に当たっては、「斜め切り」となることのないように適正な道具の手入れ、造材場所及び作業姿勢等を選択の上、慎重に行うものとする。
- ⑤ 測尺した場合は、チョーク等による表示や鋸目をいれるなど、目見当だけで実施しないこと。

## III 伐採に当たって

- ① 常に、新鮮材の供給を念頭に置き、長期にわたり伐倒木を山床に存置させないように留意するとともに、「全幹集材方式」を原則とし、可能な限り「きめ細かな山割り」を行い、先行伐倒は必要最小限にとどめること。
- ② 伐採に当たっては、「引き抜け」、「木口割れ」、「胴打ち」、「つくり節」、「材面等の傷」などの木材の商品価値を低下させる欠点をつくらないように、必要に応じて突っ込み切りを行うなど慎重かつ適切に実施すること。
- ③ 元玉により価値が左右される樹種(代表ヒノキ)については根張りを残し、そうでない樹種(カラマツ)については根張りは付けないこと。

## IV 造材に当たって

- ① 造材・採材に当たっての末口最小径は、6cmとすること。
- ② 造材・採材に当たっては、その材の形状、材質等を十分に精査の上、前記の「造材寸法基準」に基づき、可能な限り「採材順位」の高い長級で採材すること。
- ③ 造材・採材に当たっては、チェーンソー等の「目立て」を確実にしない、木材の切断面が平滑となるようにすること。特にプロセッサ等、大型機械のチェーンソーは切断面が粗くなりやすいので、こまめにメンテナンスを行うこと。
- ④ 元玉材の造材・採材に当たっては、元玉材としての有利性を損うことなく、より付加価値を高めるよう慎重かつ適切に行うこと。ただし、カラマツは元玉と中玉で価値に差異がないため、極力直材となるよう採材すること。

- ⑤ 伐採位置が高かったことにより、根張り部分が極めてわずかな材、あるいは根張り部分を外した材などのように、検知の際に判断が困難となる材については、元玉材であることを明らかとするため、元口に赤のスプレーペンキ等により「○印」を標示すること。
- ⑥ プロセッサ等の大型機械の使用に当たっては、材面及び木口等に傷をつけたり、樹皮を剥いだりして木材の商品価値を低下させることがないように、慎重かつ適切に行うこと。
- ⑦ サルカ、節高等については、「化粧直し」を行い、その商品価値を高めるようにすること。  
ただし、カラマツについては根張部分の商品価値がないため切断すること。
- ⑧ 造材・採材を終了した材は、山元土場に滞留させないようにし、速やかに最終土場等に搬送すること。  
また、山元土場に巻立てられた材のうち、下積みされた材は山元土場に滞留する傾向にあることから、最終土場へ搬送途中の材の上には、新たに材を巻立てないように留意すること。

## V 造材・採材に当たって樹種別留意事項

### (1) 木曾ヒノキ

- ① 径級46cm上の6.3m～10.3m採材は次の3種類に留意して採材すること。
  - 1 通直良質材であること  
材面及び木口等に大きな影響を与える、節・へび下がり・飛び腐れ・カスリ・シオレ等の顕著な欠点が無い又は、欠点が僅かであり長材の価値が出る材の、元玉、高切の中玉を対象とする。
  - 2 特に太いこと(66cm上)  
大きな欠点が生節であること(長材にすることによる付加価値が大きくなるため)
  - 3 曲がっていること  
節が少なく、矢高100%程度で、単曲でカーブを描いていること(6.3m、8.3m、10.3m採材)。  
(曲がり材から製作する部材(紅梁・隅木等)流通量がすくないことから供給しなければならない)
- ② 大径材であることから半幹にしなければ集材が困難な材にあつては、その材の形状、材質等を十分に精査の上、集材が可能な重量の範囲内で、曲り、節等の欠点を除く良質な部分の採材可能な長級で半幹とすることとし、安易に10.3mで半幹としないこと。  
なお、曲り、節等の欠点を除く良質な部分が10mに満たない場合にあつては、上記の6.3m～10.3mの長級で半幹とするものとし、基本長級である、5.1mから節等の欠点がある材についてのみ、10.3mで半幹とするよう留意すること。

- ③ 元玉の曲り材については、36cm上の材については「破風材」、径級48cm上の重曲材は「紅梁材」としての可能性があるのでから曲りの程度、形状及び材質等を十分に精査の上、その利用が可能と判断される材については、その利用価値を損なうことのないように「曲りを活かした採材」に努めること。

特に、紅梁材は、末口側に通直部分が必要なことから、重曲材を単曲材に造材したり単に曲り部分を最小限に打ち出すことなく、曲りを活かした造材とする

- ④ 18cm上の元玉材については、原則として2.1m採材は行わないこと。

## (2) 天然サワラ

- ① 一般的に長材の需要はないため、5.1m採材を行うこととなるが、注文材を受けている場合があるので、良質産地は造材する前に監督職員の指示を受けること。

## (3) ヒノキ

- ① 径級30cm上の5.1m採材は、元玉かつ、連続する2材面に欠点のない材のみ行うものであることから、形状及び材質等を十分に精査の上行う。これに該当しない材については、曲りの程度、形状及び材質等を十分に精査の上、可能な限り長い採材すること。

- ② 径級18cm～22cmの「通柱材」としての6.1m採材について、通直材であることが必要不可欠であることから、曲りについて十分精査の上、通し柱がとれると判断される材についてのみ行うこと。

- ③ 径級24cm～28cmの材については、4.1m採材を最優先として、切り使いできる小曲も含めて4.1m採材とする。

- ④ 径級14cm～22cmの材については、通直材の3.1mを優先して採材するため、曲部分は2.1m採材も考慮すること。

- ⑤ 径級24cm以上の材については、重曲以上の曲と芯腐れ材以外は2.1m採材は行わないこととする。

## (4) カラマツ

- ① 元玉の有利性は認められない樹種であるので、運材や製材等の障害となる根張りは必ず切断すること。

- ② 4.1mの直材を最優先して採材すること。片木口芯腐れは全体がパルプ材になるので切断すること。

(5) スギ

- ① 4.1mの直材を最優先して採材すること、腐れ、傷、曲がりに注意して直材とすること。
- ② 片木口水割れはパルプ材になるので切断することとするが、長くなる場合が多い欠点であるため、顕著なものは4.1m採材し、パルプ材として生産する。

(6) その他の樹種

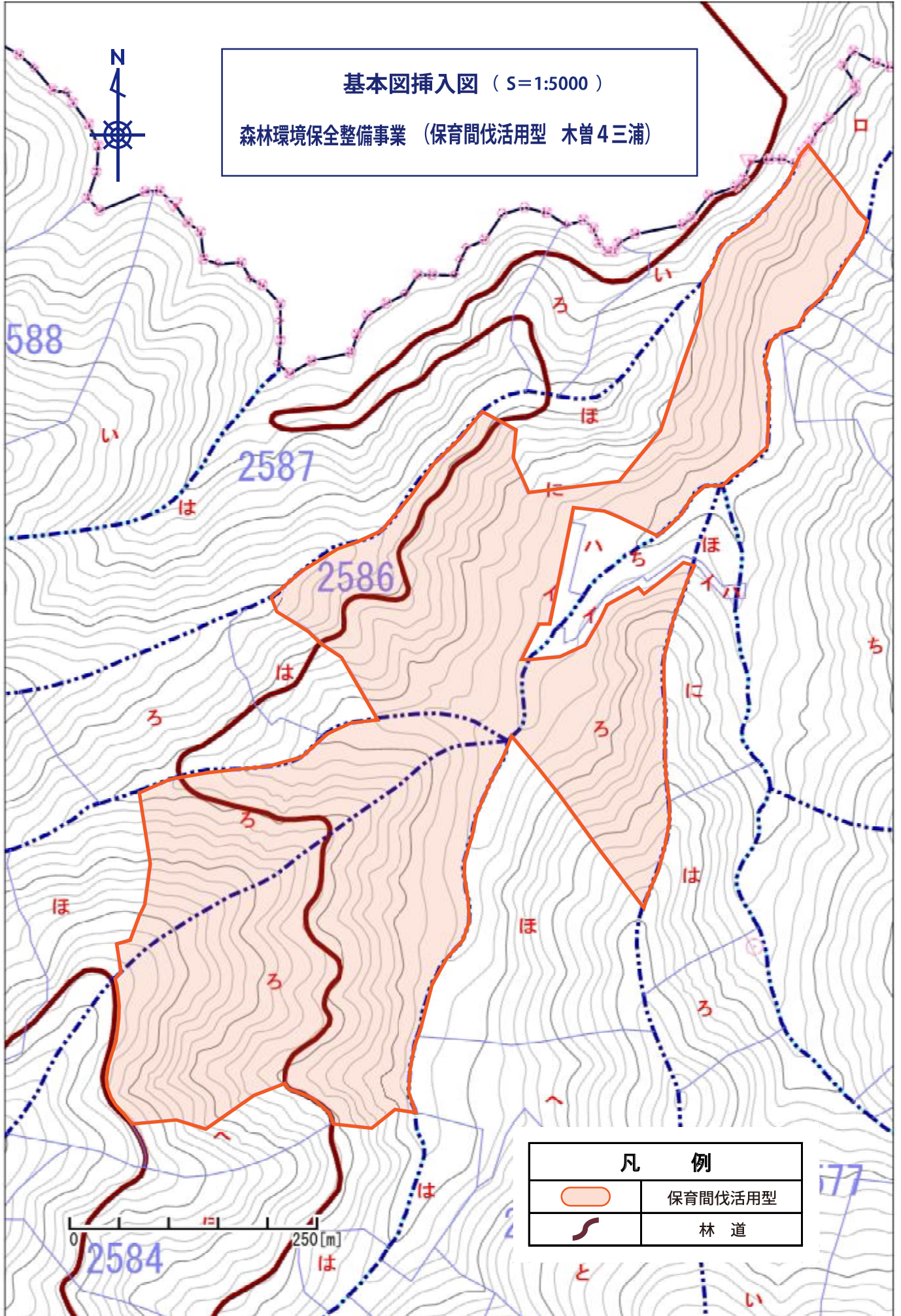
- ① サワラ、ネズコ、コウヤマキ、ヒバ、ツガにおける40cm上の5.1m採材は、通直な元玉かつ、連続する2材面に欠点のない良質材のみ行うものであることから、形状及び材質等を十分に精査の上行う。
- ② イチイの出材が見込まれる場合は、伐採前に監督職員に報告し、指示を受けるものとする。  
末木部分についても安易に切断することのないよう留意するとともに、搬送時等における取扱いについては十分に留意すること。
- ③ 広葉樹材については、腐れは比較的止まりやすいことから、腐れ等の欠点を除いてから造材すべき長級を決定することとし、その材の形状及び材質等を十分に精査の上、欠点の程度に応じて、「追い上げ」、「中抜き」を行うなど、その欠点を除き、品等及び歩止りが向上するような長級の組み合わせにより採材長級を決定すること。  
この場合、欠点を除いたことなどから、前記の「造材寸法基準」に規定する採材長級がとれないときは、有り尺で採材すること。  
ただし、広葉樹材の場合、「樹芯に近い小さな腐れ・鉄砲虫」には、あまりこだわる必要がないので留意すること。
- ④ 広葉樹の有尺長材は、「曲り及び枝分かれが少なく、材面及び木口に顕著な欠点がなく、素材の日本農林規格のⅠ～Ⅱ等材に相当する良質材」であって、「②にある特長を有し、利用価値が高いと認められる材」についてのみ行なうものであることから、その材の形状及び材質等を十分に精査の上、慎重に行なうとともに、これに該当しない材については、その材の曲りの程度、形状及び材質等を十分に精査の上、可能な限り、採材順位の高い長級で採材するように留意すること。

なお、ケヤキの採材に当たっては、必ず「サバ止め」を行うこと。



基本図挿入図 ( S=1:5000 )

森林環境保全整備事業 ( 保育間伐活用型 木曾4三浦 )



凡 例

	保育間伐活用型
	林 道